

鬼に金棒！ 丸暗記術

螢雪ゼミナール静里校 佐野敏久

【社会・新内閣発足】

本日は、内閣です。先日、国会で岸田文雄さんが、第100代の内閣総理大臣に決まりました。その後、内閣総理大臣が国務大臣を任命しました。「日本国憲法第68条①

内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない」とあります。ということは、国会議員ではない人も国務大臣になれる。それならば、この私も国務大臣に任命されることもあるかも…(笑)。

その国務大臣は、内閣法により14人以内、ただし特別に必要がある場合においては3人を限度にその数を増加し17人以内とすることができます。世の中の情勢（東京オリンピックがあった時の大震、地震があった東北地方を復興するための大震など）により、度重なる改正の末、増やしています。そんな国務大臣と内閣総理大臣で内閣を組織しています。現在では20人の国務大臣。そんな内閣について時事問題で出題する中学校もあるので、覚えておきましょう。

では内閣の仕事を覚えましょう。覚え方は、「何かほしい、女帝が行こう。さそつてせいせいよ」。苦しい(; ∀ ;)です(笑)。

①何か（内閣）。

②ほしい（法律の執行）。国会で決められ



担当教科 英語・社会・国語
モットーは「一期一会」。一生に一度しか会えない出会い。この紙面で出会ったのも何かの縁ですね。

た法律を実行していくのが、内閣です。

③女帝（条約の調結）。国どうしや国と国際機関との間で結ばれた文書による取り決め（条約）を結びます。その際も国会の承認を受けます。

④が行こう（外交関係の処理）。国を代表して外国との交渉にあたる外交権をもっているのも内閣です。

⑤証（最高裁判所長官の指名）。最高裁判所長官の任命は天皇です。任命と指名はよく迷う内容です。その他裁判官の任命は内閣です。

また、漢字もよく間違えるので要注意です。

⇒×指命 ×任名

(この漢字ではありません)

⑥そっ（その他裁判官の任命）。

⑦て（天皇の国事行為に対する助言と承認）。天皇は、国の政治についての権限を持たず、憲法に定められた国事行為だけを行うため内閣の助言と承認が必要で、国事行為の責任は内閣が担います。

⑧せいせい（政令の制定）。内閣が法律を実施するために制定する命令や規則。閣議の決定にもとづき天皇が公布します。

⑨よ（予算の作成）。内閣で予算を作つて国会で予算の審議・議決をします。

こうやって見てみると、内閣は国会と密接なつながりを持っていますね。そんなふうに今後見てください。

学びを楽しく。地域版で連載している「岐阜新聞真学塾」を、ワークアップさせたコーナーです。